### 平成二十三年法務省令第四十四号

離脱した者等の出入国管理に関する特例法 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を 3

脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則め、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離 号)に基づき、並びに同法及び同令を実施するた る特例法施行令(平成二十三年政令第四百二十 き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関す 法律第七十一号)及び日本国との平和条約に基づ (平成三年法務省令第二十七号) の全部を次のよ した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年 本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

(法第四条の許可の申請)

第一条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍 る書類を提出して行わなければならない。 。) 第四条第三項に規定する申請は、次に掲げ を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成三年法律第七十一号。以下「法」という 別記第一号様式による特別永住許可申請書

- 二 写真(申請の日前六月以内に撮影されたも 項、第九条第一項並びに第十条第一項及び第 る。次条第一項、第七条第一項、第八条第一 し、かつ、裏面に氏名を記入したものとす ので別表第一に定める要件を満たしたものと 一項において同じ。)一葉
- 本邦で出生したことを証する書類
- となった者にあっては、当該事由を証する 出生以外の事由により本邦に在留すること

平和条約国籍離脱者の子孫であることを証

る場合は、写真の提出を要しない 十六歳に満たない者について前項の申請をす

掲げる書類を提出して行わなければならない。 (法第五条の許可の申請) 別記第二号様式による特別永住許可申請書 法第五条第三項に規定する申請は、次に

- 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱
- 百十九号。以下「入管法」という。)第十九条 国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三 前項の申請に当たっては、在留カード 者の子孫であることを証する書類 (出入

を提示しなければならない。 の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。)

前条第二項の規定は、第一項の申請の場合に

(特別永住許可書)

式は、別記第三号様式による。 法第六条に規定する特別永住許可書 の様

|第四条 法第八条第一項第一号に規定する氏名 は、ローマ字により表記するものとする。 (特別永住者証明書の記載事項等)

2 法第八条第一項第一号に規定する国籍の属す る国又は入管法第二条第五号ロに規定する地域 別永住者については、次の各号に掲げる区分に 記載するものとする。 応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を (以下この項において「国籍・地域」という。) は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する特

載された国籍・地域
効力を失うこととなる特別永住者証明書に記 別永住者証明書の交付を受ける特別永住者用する場合を含む。)の規定により新たな特 れる特別永住許可書に記載された国籍・地域 第六条第一項又は第二項の規定により交付さ 交付を受ける特別永住者 当該許可に係る法 受けたことにより、それぞれ法第七条第二項 (次号に掲げる者を除く。) 当該交付により 十三条第二項及び第十四条第四項において準 又は第三項の規定により特別永住者証明書の 法第十一条第二項(法第十二条第三項、第 法第四条第一項又は第五条第一項の許可を

法第八条第一項第一号の地域として出入国管 特別永住者 より新たな特別永住者証明書の交付を受ける 条第一項の届出に基づき同条第二項の規定に 国籍・地域に変更を生じたとして法第十一 変更後の国籍・地域

3 及びガザ地区を記載するときは、パレスチナと 表記するものとする。 理及び難民認定法施行令(平成十年政令第百七 十八号)第一条に規定するヨルダン川西岸地区

- 4 法第八条第二項に規定する特別永住者証明書 組み合わせて定めるものとする。 の番号は、ローマ字四文字及び八けたの数字を
- 5 日として交付するものとする。この場合におい 満了の日を特別永住者の十六歳の誕生日以降の て、 真を表示する特別永住者証明書は、有効期間の 法第八条第三項の規定により特別永住者の写 当該写真は、別表第一に定める要件を満た

したものとし、第一条第一項、 出された写真を表示するものとする。 は第十条第一項若しくは第二項の規定により提 第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項又 第二条第一項、

の様式は、別記第四号様式によるものとし、同と 法第八条第四項に規定する特別永住者証明書 するときの当該記載に係る届出の年月日とす は新住居地(変更後の住居地をいう。)を記載 項に規定する特別永住者証明書に表示すべきも は、法第十条第三項の規定に基づき住居地又

7 において、同条第一項第二号に規定する住居地集積回路に記録して行うものとする。この場合 る写真を特別永住者証明書に組み込んだ半導体 限り行うものとする。 の記録は、特別永住者証明書を交付するときに 一項各号に掲げる事項及び同条第三項に規定す法第八条第五項の規定による記録は、同条第

第五条 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を おける当該部分を表記したものに限る。以下こ 条第一項の規定にかかわらず、ローマ字により 平和条約国籍離脱者の子孫を含む。以下この条条第三項の申請をした平和条約国籍離脱者又は 使用する特別永住者(法第四条第三項又は第五 ることができる。 の条において同じ。)を使用した氏名を表記す 永住者の氏名の一部に漢字を使用しない場合に 及び仮名(平仮名又は片仮名をいい、当該特別 表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字 において同じ。)から申出があったときは、前

2 名に漢字を使用することを証する資料一通を提 前項の申出をしようとする特別永住者は、氏 出しなければならない。

4 3 三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三 ことができる。 事情があると認めるときは、前条第一項の規定不利益を被るおそれがあることその他の特別の を表記することにより当該特別永住者が著しい 項の規定による申請又は法第十一条第一項の規 条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三 は当該漢字及び仮名を使用した氏名を表記する にかかわらず、ローマ字に代えて、当該漢字又 する特別永住者について、ローマ字により氏名 定による届出と併せて行わなければならない。 第一項の申出は、法第四条第三項、第五条第 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用

5 いる漢字の範囲、 第一項及び前項の場合における当該表記に用 用法その他の漢字を使用した

管理庁長官が告示をもって定める。 氏名の表記に関し、必要な事項は、出入国在

庁長官が相当と認める場合は、この限りでな た氏名を表記しないこととすることを含む。) 字又は漢字及び仮名を使用した氏名は、法第十 することができない。ただし、出入国在留管理 き、変更(当該漢字又は漢字及び仮名を使用し 一条第一項の規定による届出による場合を除 第一項及び第四項の規定により表記された漢

(住居地の届出

第六条 法第十条第一項の規定による届出(同条 を提出して行わなければならない。 除く。)は、別記第五号様式による届出書一通 条第二項の規定による届出とみなされる届出を の規定による届出(同条第五項の規定により 出とみなされる届出を除く。)又は同条第二項 第四項の規定により同条第一項の規定による届

(住居地以外の記載事項の変更届出)

第七条 法第十一条第一項の規定による届出は、 ければならない。 生じたことを証する資料一通を提出して行わな び法第八条第一項第一号に掲げる事項に変更を 別記第六号様式による届出書一通、写真一葉及

3 載した書類一通を提出しなければならない。 条第五号に定める旅券をいう。以下同じ。)及 い。この場合において、旅券を提示することが び特別永住者証明書を提示しなければならな できない特別永住者にあっては、その理由を記 前項の届出に当たっては、旅券(入管法第二

に準用する。 第一条第二項の規定は、第一項の届出の場合

(特別永住者証明書の有効期間の更新)

2 第八条 法第十二条第一項又は第二項の規定によ る申請は、別記第七号様式による申請書一通及 び写真一葉を提出して行わなければならない。 前条第二項の規定は、前項の申請の場合に準

(紛失等による特別永住者証明書の再交付) 用する。

|第九条 法第十三条第一項の規定による申請は、 することができない特別永住者にあっては、そればならない。この場合において、これを提示 る資料一通を提出して行わなければならない。 び特別永住者証明書の所持を失ったことを証す 別記第八号様式による申請書一通、写真一葉及 前項の申請に当たっては、旅券を提示しなけ

の理由を記載した書類一通を提出しなければな

るものとする。 項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替え に準用する。この場合において、同項中「前 (汚損等による特別永住者証明書の再交付) 第一条第二項の規定は、第一項の申請の場合

第十条 法第十四条第一項前段又は第三項の規定 通及び写真一葉を提出して行わなければならな による申請は、別記第九号様式による申請書一

別記第十号様式による申請書一通及び写真一葉と 法第十四条第一項後段の規定による申請は、 を提出して行わなければならない。

十条第一項又は第二項」と読み替えるものとす 二項の申請の場合に準用する。この場合におい て、これらの規定中「前項」とあるのは、「第 第一条第二項及び第七条第二項の規定は、前

(特別永住者証明書の再交付申請命令)

2

第十一条 法第十四条第二項の規定による命令 ものとする 再交付申請命令書を特別永住者に交付して行う 別記第十一号様式による特別永住者証明書

(手数料納付書)

第十二条 法第十四条第五項の規定による手数料 (令第五条に規定する写しを作成する等する書 って提出することによって行うものとする。 書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼 の納付は、別記第十二号様式による手数料納付

第十三条 日本国との平和条約に基づき日本の国 籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 定により提示された旅券とする。 準用する場合を含む。)又は第九条第二項の規 国在留管理庁長官に送付する書類は、第七条第 同じ。) の長が写しを作成し、当該写しを出入 区又は総合区。第十六条及び第十七条において 号)第二百五十二条の十九第一項にあっては、 条の規定により市町村(特別区を含むものと 施行令(平成二十三年政令第四百二十号)第五 し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 二項(第八条第二項及び第十条第三項において 2

第十四条 出入国在留管理庁長官は、効力を失っ ットの利用その他の方法により提供することが た特別永住者証明書の番号の情報をインターネ (特別永住者証明書の失効に関する情報の公表)

> る届出並びに同条第三項の規定により返還され る場合(法第十条第一項及び第二項の規定によ

法第十九条第三項に規定する法務省令で定め

る特別永住者証明書の受領に係る場合を除く。

次の各号に掲げる場合とする

は、

第十五条 法第十七条第二項に規定する国又は (特別永住者証明書の提示要求ができる職員) 方公共団体の職員は、 次のとおりとする。

別区を含む。)の職員 の四十五に規定する外国人住民に係る住民票 に係るものに限る。)に従事する市町村 住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳 (昭和四十二年法律第八十一号) 第三十条 (特

(親権者等の証明書類等) 号)第八条に規定する公共職業安定所の職員 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一

第十六条 法第十八条第一項に規定する行為を、 者が疾病その他の事由により自らこれらの行為 とする者は、市町村の長に対し、当該特別永住 三項の規定により特別永住者に代わってしよう 適用を受ける者であることを明らかにする資料 同条第二項の規定により特別永住者に代わって しようとする者は、市町村の長に対し、同項の 料の提示又は説明をしなければならない。 の親族又は同居者であることを明らかにする資 をすることができないこと及び当該特別永住者 の提示又は説明をしなければならない。 法第十八条第一項に規定する行為を、同条第

第十七条 法第十九条第三項に規定する法務省令 らない者から依頼を受けた者(当該特別永住者規定により特別永住者に代わってしなければな 定による届出並びに同条第三項の規定により返 法第十九条第二項の規定により当該特別永住者 る。)をする場合(特別永住者の法定代理人が により返還される特別永住者証明書の受領に限二項の規定による届出並びに同条第三項の規定 第一項に規定する行為(法第十条第一項及び第 代理人が当該特別永住者に代わって法第十九条 同居するものを除く。)又は特別永住者の法定 の十六歳以上の親族であって当該特別永住者と 限る。)は、特別永住者若しくは同条第二項の 還される特別永住者証明書の受領に係る場合に に代わってする場合を除く。)とする。 で定める場合(法第十条第一項及び第二項の規 (出頭を要しない場合等) 3

> 住者に代わってする場合を除く。) 者にあっては、同項の規定により当該特別永 者の依頼によりする場合に限り、ロに掲げる 該特別永住者に代わってしなければならない 永住者又は法第十九条第二項の規定により当 る場合(イに掲げる者にあっては、当該特別 代わって別表第二の上欄に掲げる行為の区分 に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をす 次のイ又は口に掲げる者が、特別永住者に

イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会 轄する地方出入国在留管理局長に届け出た 又は行政書士会を経由してその所在地を管

当該特別永住者の法定代理人

十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由二 前号に規定する場合のほか、特別永住者が ものが、当該特別永住者に代わって当該行為る者で出入国在留管理庁長官が適当と認める 為をするとき。 の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行 永住者の親族を除く。)若しくはこれに準ず 歳以上の者を除く。)又は同居者(当該特別 住者の親族(当該特別永住者と同居する十六 ることができない場合において、当該特別永 により自ら別表第二の上欄に掲げる行為をす

三 法第十一条第二項(法第十二条第三項、 管理庁長官において相当と認めるとき。 れに準ずる方法により送付される特別永住者付し、又は配達する本人限定受取郵便又はこ 規定により特別永住者証明書の受領を市町村に著しい支障がある者(法第十九条第一項の 証明書を受領する場合であって、出入国在留 款の定めるところにより名宛人本人に限り交 特別永住者に代わってしなければならない者 の事務所に自ら出頭して行わなければならな 受領のために市町村の事務所に出頭すること る特別永住者証明書の受領については、当該 用する場合を含む。) の規定により交付され 十三条第二項及び第十四条第四項において準 に限る。)が日本郵便株式会社の内国郵便約 い者又は同条第二項の規定により当該受領を

二項の規定により特別永住者に代わってしよう 者であることを明らかにする資料の提示又は説 より特別永住者に代わってしなければならない とする者は、市町村の長に対し、同項の規定に 明をしなければならない。 法第十九条第一項に規定する行為を、同条第

とを明らかにする資料の提示又は説明をしなけ れぞれ同表の下欄に掲げる行為をしようとする 表第二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそ うことを要しない場合において、当該行為を当 が自ら出頭して同条第一項に規定する行為を行 者は、市町村の長に対し、当該場合に当たるこ 該特別永住者に代わってしようとする者又は別 ればならない。 法第十九条第三項の規定により、特別永住者

(みなし再入国許可の意図の表明)

第十八条 法第二十三条第二項において準用する 入管法第二十六条の二第一項に規定する再び入 面の提出及び特別永住者証明書の提示によって 五十四号)別記第三十七号の十九様式による書 難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第 る意図を有する旨の記載をした出入国管理及び 国する意図の表明は、入国審査官に再び入国す

第十九条 法第二十三条第二項において準用する 入管法第二十六条の二第一項に規定する出入国 の公正な管理のため再入国の許可を要する者 (再入国の許可を要する者) 行うものとする。 次に掲げる者とする。

2 3 一 入管法第三十九条の規定による収容令書

による認定をしたときは、特別永住者に対し、 三 日本国の利益又は公安を害する行為を行う 出入国在留管理庁長官は、前項第三号の規定 りる相当の理由があるとして出入国在留管理 理のため再入国の許可を要すると認めるに足 庁長官が認定する者 おそれがあることその他の出入国の公正な管

発付を受けている者

知を受けている者

かに該当する者であるとして入国審査官が 入管法第二十五条の二第一項各号のいず

通

(雑則) 第三号の規定による認定をした旨を入国審査官 書によって行うものとする。ただし、急速を要 ることができないときは、この限りでない。 住者の所在が不明であるときその他の通知をす その旨を通知するものとする。ただし、特別永 する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項 に口頭で通知させてこれを行うことができる。 前項の通知は、別記第十三号様式による通知

第二十条 留管理庁長官に提出するものとされる資料が外 法又はこの省令の規定により出入国在

す 引 訳文を添付しなければならない。 国語により作成されているときは、その資料に

#### (施行期日)

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法 (平成二十四年七月九日)から施行する。ただ(平成二十四年七月九日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条(同条第二項中改正法附則第二十九条第二項の規定による申請とみなされる改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号。以登録法(昭和二十七年法律第百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。)第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請とみなされて行う申出に係る部分を除く。)の規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の規定による申請と外国人では第七条第一項の規定による申請と外国人で表第二項の規定による申請と外国第二十四年十月十三日)

(経過措置) 一 附則第六条第二項(改正法附則第二十九条 開工の規定による申請とみなされる旧外 展定による申請と併せて行う申出に係る部分 関大登録法第三条第一項又は第七条第一項の 規定による申請とみなされる旧外 第二項の規定による申請とみなされる旧外 第二項の規定による申請とみなされる旧外 第二項の規定による申請とみなされる旧外

第二条 第二条第二項の適用については、中長期第二条 第二条第二項の適用については、中長期年留者をいう。以下同じ。)が所持する旧外国在留者をいう。以下同じ。)が所持する中長期年留者(入管法第十項の適用については、中長期第二条 第二条第二項の適用については、中長期

項各号に定める期間とする。とみなされる期間は、改正法附則第十五条第二とみなされる期間は、改正法附則第十五条第二

第三条 この省令による改正前の日本国との平和 第二条 この省令による改正前の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離る行の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離る。以下「旧規則」という。)別 においても、当分の間、この省令による改正後 においても、当分の間、この省令による改正後 においても、当分の間、この省令による改正前の日本国との平和 第二条 この省令による改正前の日本国との平和 第二条 この省令による改正前の日本国との平和 第二条 この省令による改正前の日本国との平和 第二条 においても、当分の間、この省令による改正前の日本国との平和 第二条 に対している。

書の書面とみなす。「新規則」という。)第三号様式の特別永住許可則(平成二十三年法務省令第四十四号。以下

第四条 改正法附則第二十七条第五項、第二十八条第四項又は第二十九条第二項の規定にかります。 別永住者証明書を交付する場合における法第八別永住者証明書を交付する場合において「国籍・地域」という。)は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する特別永住者については、新規則第四条第二項の規定により特本の国籍以外の二以上の国籍を有する特別永住本の国籍以外の二以上の国籍を有する特別永住本の国籍以外の二以上の国籍の展示の規定により特別のとする。

記載に係る国籍・地域付する場合 当該特別永住者の登録証明書の条第四項の規定により特別永住者証明書を交条第四項の規定により特別永住者証明書を交改正法附則第二十七条第五項又は第二十八

第五条 改正法附則第二十七条第五項、第二十八条第一項の規定」とする。 第四条第五項の適用については、同項中「第一条第一項、第九条第一項又は第十条第一項、第八条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第二条第一項、第一条第一項、第二条第一項、第二条第一項、第二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第五項、第二十八条第一項の規定」とする。

2、 介頁)目出は、女正は寸川等に一になり一頁の特別永住者は、施行日前においても、その申出をすることができる。

定により改正法施行日において同条第一項の規含む。) 又は改正法附則第二十九条第二項の規条第一項の規定による申請とみなされる申請をの規定による申請(同条第四項の規定により同2 前項の申出は、改正法附則第二十七条第一項

別永住許可 条第一項若しくは第七条第一項の規定による申四号。以下 定による申請とみなされる旧外国人登録法第三

第七条 改正法附則第二十八条第三項の規定による申請をしようとする特別永住者は、新規による申請をしようとする特別永住者は、新規申請に併せて同条第一項の規定による申請をしようとする特別永住者は、新規等工十八条第三項の規定によ

第九条 登録証明書を改正法附則第二十八条第二 第九条 登録証明書を改正法附則第二十八条第二 十七年法律第百二十五号)に規定する外国人登録証明書」とする。

第十条 新規則別記第五号様式、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第九号様式の申請書中特別永住者証明書の番号を記載することとされている項は、当該記載に係る特別永住者が改正法附則第二十八条第一項係る特別永住者が改正法附則第二十八条第一項係る特別永住者が改正法附則第二十八条第一項の適用を受ける登録証明書の番号を記載する項とする。

第十一条 新規則別記第一号様式及び別記第二号 無式の申請書中特別永住者証明書の登録番号をは、当該記載に係る特別永住者が登録証明書を改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間において所持する者である場合は、当該特別永住者が登録証明書を改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間において所持する者である場合は、当該特別永住者又は当該記載に任金、第二項各号に定める期間において所持する者である場合は、当該特別永住者又は当該中省者である場合は、当該特別永住者又は当該中省者である場合は、当該特別永住者又は当該中省者である場合は、当該特別永住者以及び別記第二号

は、施行日前に交付された旧規則第三号様式の第十二条 新規則第四条第二項の適用において

住許可書とみなす。特別永住許可書は、新規則第三号様式の特別永

同様とする。 附則第四条第二号の適用においても、前項と

第十三条 この省令の施行の際現に行われている特別永住許可の申請は、それぞれ新規則別記第一号様式による特別永住許可の申請は、それぞれ新規則別記第一号様式又は別記第二号様式によりを表す。

# 令第六〇号) 附則 (平成二七年一二月二八日法務省

する。
この省令は、平成二十八年四月一日から施行

# 第一七号) 附則 (平成二八年三月三一日法務省令)

行する。 行する。 行する。 行する。 行する。 で成二十八年四月一日)から施 はの施行の日(平成二十八年四月一日)から施 はの施行の日(平成二十八年四月一日)から施

# 第七号) 抄附 則 (平成三一年三月一五日法務省令

(施行期日)

議 請、申出その他の行為(以下この条において 三 の省令による改正前のそれぞれの省令(以下 一第二条 この省令の施行の際現に行われているこ 経過措置) 施行する。

「申請等の行為」という。)は、この省令によるでの施行後においても当分の間、新省令に規定をみなす。 は規定する様式の書面は、この省をみなす。 とみなす。 は規定する相当様式による申請等の行為という。)は、この省令によるする相当様式の書面とみなす。

# 一〇号) 附 則 (令和元年六月二八日法務省令第

(施行期日)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこ(経過措置) する。 する。

の省令による改正前のそれぞれの省令

( 以 下

(単位:ミリメートル) 別表第一 特別永住者が自ら出当該特別永住者に代わって別表第二(第十七条関係) |頭して行うこととさ|する行為 れている行為 第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定によ 第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省 り交付され、作成され又は発付された通知書、 施行の日から施行する。 改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱 の文書の効力については、なお従前の例によ 証明書、命令書、許可書、退去強制令書その他 する相当様式の書面とみなす。 令の施行後においても当分の間、新省令に規定 う。) に規定する相当様式による申請等の行為 改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」とい 請、申出その他の行為(以下この条において 「申請等の行為」という。)は、この省令による した者等の出入国管理に関する特例法の一部を (施行期日) 5 ± 3 この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び 七号) 九号) 附 第三八号) 則 (第一条、第四条関係) 則 則 (令和五年一〇月二五日法務省令 (令和五年三月二七日法務省令第 (令和三年三月一八日法務省令第 令和三年五月一日から施行す 15±2 3 0 本人のみが撮影されたもの : 緑を除いた部分の寸法が上記図画面の各寸 法を満たしたもの(顔の寸法は頭頂(髪を含 む。》から翳の先まで。) 3 無帽で正面を向いたもの 4 背景(影を含む。)がないもの 5 鮮明であるもの 規定による届出 交付される特別永住 ||法第十一条第二項|この項の上欄の規定により る申請 は第三項の規定によ定める申請書等の提出及び法第十四条第一項又第十条第一項又は第二項に 規定による申請 法第十三条第 る申請 法第十二条第一項又第八条第一項に定める申請 含む。)の規定により いて準用する場合を 第十四条第四項にお 第十三条第二項及び書の受領に係る手続 |は第二項の規定によ||書等の提出及び同条第二項 者証明書の受領 (法第十二条第三項、 一項の |交付される特別永住者証明 同条第三項において準用す定める申請書等の提出及び る手続 書等の提出及び同条第二項 |第九条第一項に定める申請 書等の提出及び同条第二項 券等の提示等に係る手続 る第七条第二項に定める旅 に定める旅券の提示等に係 等に係る手続 において準用する第七条第 係る手続 に定める旅券等の提示等に 一項に定める旅券等の提示

|第七条第一項に定める届出||別記第一号様式(第一条関係)

「旧省令」という。)に規定する様式による申

法第十一条第一項の

									日本国	联申法	55 2
				特别水	ŒI	中町	中韓	#			
E	出入国在	保管理	庁長1	军 殿					34		
1	1075 -	ALM_			_						
$^2$	<b>成 8</b>	_						_	L		
3	15.90	男・女		£#)	H H_	- 4	r.	В	П		
5	出生地										_
6	期性的										_
	THE										
8	気数ひ	何の身	9#1	R.							
絶			ėη		- 2					d)	
氐			45								
ŝ	44	Л	В		*	Л	В		46		
N	156	- 16	38								
数 文	列永任者 は在留:	証明像	事を会								
ŧ	8 -	5 黄	15								
412	等人¥名						+28	4.HB	я	В	
#	2.0	¥ # # ₩ ₩		年	Я		П	38			Đ
市区町	-	¥ # #	1 3					R · R	Ą.		9

						20	日本国政	用法祭3
				9896	2000			
20.0	.mage	1907	e sar					
	DF - 202						7	ж
						_		
					4 5	10		
							(	1
				F Л	- 1			
	CB 0/854							
				推展・相関	民間の容赦	2.0	の資格 (女皇	1050
8								
13								
	REFE							
8565	a,	s	年 前	質疑・地域	異葉の音楽	班 東	保証の資格	(6/2/88)

別記第三号模式(第三条開保)(中3至4分・4次至4分・一部2三 日本国政府法解省
F U # 8 # 8
特別未信許可審
国籍 - 地域
R.名 性則
生年月日
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を閲覧した活等の出入国管理に関
する特例技術 条準 項に基づき特別水体者として本界で水保すること を許可します。
4 H B
出入国在审管程序長官
(注) 間接の大きさは、日本産業根格A列5番とする。
京学展音号機士 (第23条標底) (province
別定第四号株式(第四条研究)(中33至40~一冊921 (表)
(特別永任者証明審 (日本国政府
D 中国政府
在
国際・地域
在開始
この証明確は 年 月 日まで有効 です。
巨人原在肾管理扩发官 图
(185)
在原始記載欄 版出年月日 世間地
.MID 4/3 D TEW/S
交付年月日 年 月 日
(生) 縁ち(0ミリメートル、横ち(6ミリメートルとする。
彩层展在特殊文 (M1·内森GG)(1918年8年1-180日)
製造業者等機式(排水金額等)(1700年4年)- 1890年) 日本展布が出版編
日本国政府法修省
日本国政治技術報 征 第 地 瀬 出 奪 出入其位論管理が背官 段
(1 年度発売的地震を 位 2 利 道 1 年 出入所な管理的言葉 現 日本的と中学をから出て自己で研究を終したが考りから出来等によって特別な 対応が1 2000分割 2000分割 2000分割 たっとっとっとっという。
CONSIDERATE  A THE CONTROL OF THE CO
日本国政党会議会
DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF
DIRECTIONS DE LA CONTROL DE LA
日本展示が出版を     日本
□ 中国の対象を □ 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
□ AMESTRATES  □ 第 日 第 日 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
DESCRIPTION
□ HRANDAMBE  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ MARSWERSE □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
D. HELDRICH B.
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
D. HELDRICH B.
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ AREATRIME  □ M M M M M M M M M M M M M M M M M M
□ 田田内内田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
□ 田田内内田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
日 第4月 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本日本 日本日本日本日本日本日
日本国政府政策を 田田 日本日本 日本日本 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日
日本国政府政府を 田田 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日
□ 日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日の日本日
□ 日本日の日本日本

										-	100	ORE	<u>~</u>
			99	PLA: SE S	REPRESENTATION AND PROPERTY.	KO3	(研更計中)	*					-
出	Nes	WHE	長官	В							2		,
					の開催し		1.た音等: 基づ音: 7	100	X (00)	298 299	ľ		
200 (300)	たら中省 特別を目 (更新名	にチェ 情能を 関わり	ック! 番の! 母妹!	してくか 収売期報	さい。 の更新		0000 A 000 (0000)	記	明書	o We too:	100 (0)	100	B SE
1 10	维士格	is;				2	生年月日		46		Я		
8 16	4							4	性	90	1	6 -	ż
5 60	ze.												
c 943	E Ac Hod	SCORE											
				201	(m.c.s	S.M.s	(E8524	-	irc.	233			
s (51	1.0	-	_	_		_		-	-	-	-	-	
00%	4						図本人との	1	K				
600	8												
₩	C PRIS	R.	98	184	講談	ly sa			k				
4 1	2125	217	- BS	F#9	URO 10	214	会は「な)  た場合。	-	-	_	-	-	-
(精)	C. S	감량원	SE.	SMA	14.皮更	(PE)	た場合。日	PER.	4.0	tŒ.	0 1	r R	7
8 B3					14	9. 7							
		GLES	FK->	L-CI2			90 624	1.63	85	14.0	T II	w.	3.
_				6 1	C BY	44 9		-		-			

			8:	本国政治	72±56
		_	_		
特别永恒	安延用	書再次方	中放業		
出入目的需要指示的官 - 原				-	_
日本関との平和条約に基づき日本 と関する特別法第73条第1項の規定 関集の再交付を申請します。				98.	д
MW - MW	2	\$411	44	Л	t
1 6 4			4 12	81 5	1.5
- ese					
950kW4009869					
**************	-men-	CP ACRES 6	m_ng		
			de .		
688					
(06.4)		33.483	0.685		
(3)(0) M					
以上の記載が存は事実と根据あた 機関人「代別人」の第名と経過	ません。				
			44	Д	Ħ
注・度 お互び400について、住居地(日 居住地を始起事まで付款すること 中容書作成事中数までに記載内日 を打工し、署名すること。	(R) 1923	場合は「な でた場合。	しょと触え (作	10. 65 度人) s	Mic でな 「女児皇
5 b.n.e					
(106, 45	1264	R			
信用集機関等(開発等については、	<b>本人との</b>	M(R) (2)	电影香号()	55EH	番号)
		5. B. W.	_		

				В	本国政1	引法包
- 11	割水住用	25 15 8	再文件	0.00		-
出入居在解管理序数	8 10					
日本国との平和条約に に関する特別法第34条第 り特別永後諸臣町書の司			した事業	の出入間付 者、次の	250	
部高する申請にティッ □ ①特別水色番節 再交付申請				水色療証 よる再次		2171
1.00 8018 18		- 2	生年月日	4	Я	
1 6 4				4 19	91 1	6 - 9
6 (EBR)						
6 0305024000846	9					
7. 代理人						
(0.6 4			伽木人と	0.00%		
50m 25						
以上の記載内容は事業 申録人 (代理人) の第	と作権を与りま	世 成年 月日		41	л	
注 を ちたびて(別について、 い間は地を抽成事をで 中間事件成員中間まで を訂正し、事名するこ	付款すること	) 1800 A	   合は、「:   た明白。	25」とは	(権人) :	ray.
8 824						
(1)% &		部位 月				_
公司等格別等(政治等)	2014(1), 1	人との間	90 (2	电影香号	SEE	番号

2項の残余に基	合合書 2の回路を離脱した音等の 2づき、本合全書を受損し
2項の残余に基	
2項の残余に基	
	(数することを命じます。
能	
合分の対象者	
	В
<b>留管理厅長官</b>	
	(E)



年 月 日 出入国在修管是广長官